

(案)

地理空間情報の二次利用促進
に関するガイドライン

地理空間情報活用推進会議

平成 22 年 9 月

(令和 7 年●月 一部改正)

改正履歴

| 年月日 | 主な改正内容 |
|-------------|---|
| 平成 22 年 9 月 | — (初版公開) |
| 令和 7 年 ● 月 | <ul style="list-style-type: none"> • 全体を見直し、「オープンデータ基本指針」と整合するよう権利処理の考え方等の記載を見直すとともに、オープンデータ基本指針に対し地理空間情報特有の補足事項がない内容を削除。その他、記載順序の変更等を実施。 • 「2. 本ガイドラインの読み方」を見直し、本ガイドラインの要点、著作権以外の知的財産関連法令の概要のほか、著作権法の概要を整理。 • 「3. 整備・更新段階」を見直し、著作物性の判断のポイント等の記載内容を一般的な考え方の記載に止めるとともに、他者の著作物が含まれる場合の留意点を追加。 • 「4. 提供・流通段階」を見直し、関連法令等の規定を踏まえた留意点、利用約款、対価設定の構成とした。また、「オープンデータ基本指針」と整合するよう、利用約款については「公共データ利用規約」を利用することを前提とするよう見直し。 |

(案)

目次

| | |
|------------------------------------|----|
| 1. 目的 | 1 |
| 1.1. 目的及び適用範囲 | 1 |
| 1.2. 本ガイドラインの位置づけ(性格) | 2 |
| 1.3. 改正の目的 | 3 |
| 2. 本ガイドラインの読み方 | 4 |
| 2.1. 本ガイドラインの要点(行政機関等における対応のポイント) | 4 |
| 2.2. 本ガイドラインの構成 | 6 |
| 2.3. 主な関連法令及び知的財産権制度の概要 | 7 |
| 2.3.1. 主な関連法令の概要 | 7 |
| 2.3.2. 知的財産権制度の概要 | 7 |
| 2.3.3. 著作権の概要 | 9 |
| 2.4. 参考となる政府等のガイドライン等 | 15 |
| 3. 整備・更新段階 | 17 |
| 3.1. 整備・更新段階における関連法令等の規定を踏まえた留意点 | 17 |
| 3.1.1. 著作権法に関する留意点 | 17 |
| 3.2. 整備・更新段階における整備・更新の類型別の権利処理について | 18 |
| 3.2.1. 地理空間情報の整備・更新の類型 | 18 |
| 3.2.2. 著作権の帰属に関する考え方 | 20 |
| 3.2.3. 著作権の権利処理について | 22 |
| 4. 提供・流通段階 | 28 |
| 4.1. 提供・流通段階における関連法令等の規定を踏まえた留意点 | 28 |
| 4.1.1. オープンデータ基本指針に関する留意点 | 28 |
| 4.1.2. 著作権法に関する留意点 | 31 |
| 4.2. 提供・流通段階における権利処理について | 34 |
| 4.3. 提供・流通を促進する利用約款の在り方 | 36 |
| 4.4. 提供・流通を促進する対価設定の在り方 | 39 |

(案)

1. 目的

1.1. 目的及び適用範囲

行政機関等が保有する地理空間情報は、主に行政内部での業務利用を目的として整備されるものであるが、提供・流通の促進により、国民が地理空間情報を活用した多様な公益的サービスを享受することが可能となるほか、情報の二次利用（行政機関等から提供される地理空間情報を活用してより使いやすい情報に加工したり別の情報を付加して利用又は提供したりすることをいう。以下同じ。）を促進することにより付加価値の高いサービス等の創造が期待できるなど、幅広い分野において大きな便益をもたらさうる貴重な資産である。

地理空間情報活用推進基本法（平成 19 年法律第 63 号）¹（以下、「基本法」という。）では、地理空間情報の活用の推進における基本理念の一つとして、第 3 条第 9 項にて「地理空間情報の活用の推進に関する施策を講ずるに当たっては、地理空間情報の流通の拡大に伴い、個人の権利利益、国の安全等が害されることのないように配慮されなければならない」²とし、また、同法第 14 条にて「国及び地方公共団体は、地理空間情報の活用の推進に関し、国民の利便性の向上を図るとともに、行政の運営の効率化及びその機能の高度化に資するため、その事務及び事業における地理情報システムの利用の拡大並びにこれによる公共分野におけるサービスの多様化及び質の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。」²と明記されている。

また、官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）を踏まえて策定された、オープンデータ・バイ・デザインの考え方に基づき、国・地方公共団体・事業者が公共データの公開及び活用に取り組む基本方針であるオープンデータ基本指針（令和 6 年 7 月改正）では、オープンデータの定義やオープンデータに関する基本的ルールが示されている。この基本的なルールのうち行政保有データのオープンデータ公開の原則では、各府省庁が保有するデータはすべてオープンデータとして公開することを原則とし、地方公共団体においても同様に対応することが望ましいとされている。

行政機関等が保有する地理空間情報は、自ら整備するもののほか、民間事業者等への外部委託による整備、民間事業者等との共同整備、民間事業者等が作成したものの購入による整備など、多様な整備形態が存在する。そのため、整備された地理空間情報の著作権など知的財産に係る権利の有無や所在が不明確あるいは複雑になっている場合も多い。そのため、地理空間情報を安心して提供・流通させ、社会的ニーズに応じた二次利用を行うことができるようにするためには、著作権等の知的財産権に関する的確な認識と、それらが存する場合における権利処理を適切に行うことが必要である。

本ガイドラインは、行政機関等における地理情報の二次利用の概念を明確にするとともに、適正な権利処理のもと地理空間情報の提供・流通を行う際の指針を示すことを目的とする。なお、二次利用の範囲としては、行政機関等が自ら二次利用を行う場合と、他者が二次利用を行おうとする地理空間情報を行政機関等が提供する場合を対象とする。

¹ e-Gov ポータル、地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）、平成 19 年 8 月 29 日施行、<https://laws.e-gov.go.jp/law/419AC1000000063/>

² e-Gov ポータル、地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）、平成 19 年 8 月 29 日施行、<https://laws.e-gov.go.jp/law/419AC1000000063/>

(案)

本ガイドラインの適用対象となる行政機関等とは、個人情報保護法（平成十五年法律第五十七号）第2条第11項の各号で掲げられる機関（行政機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人）をいう。また、本ガイドラインで対象とする地理空間情報とは、基本法第2条第1項に規定する①空間上の特定の地点又は区域の位置を示す情報（当該情報に係る時点に関する情報を含む。）又は①及び①の情報に関連づけられた情報をいう。

なお、地理空間情報のうち測量成果等の二次利用に関しては、「地理空間情報の二次利用促進に関するガイドライン（測量成果等編）」³の記載内容を参照されたい。

1.2. 本ガイドラインの位置づけ(性格)

第1期地理空間情報活用推進基本計画（平成20年4月、地理空間情報活用推進会議）（以下、「第1期基本計画」という。）においては、現状の課題として、「国、地方公共団体等は、それぞれの行政目的に応じて様々な地理空間情報を整備・保有している。その中には行政の他部局や社会一般にとっても有用な情報が多数含まれているが、現状では、その電子化・提供が十分に進んでおらず、地理空間情報が十分に活用されていない」と指摘されている。そのため、地理空間情報の提供と二次利用を進めるためには、情報を保有する部局が提供に努めるだけでなく、様々な主体が作成した地理空間情報を円滑に提供・流通させるためのルールを明確にすることが必要であり、その際、地理空間情報が著作権等の知的財産権の対象となっている場合が多いことから、国民が適切にかつ安心して利用できる地理空間情報の流通のためのルールを確立することが必要であるとされている。

地理空間情報の二次利用については、第1期基本計画において、より付加価値の高い情報を作成し、提供する場合には、データ提供元において、データの二次利用の許諾の考え方等の知的財産権等の具体的な処理の方法をあらかじめ明確にしておく必要があるとされ、1) 国、地方公共団体等が基盤地図情報を含む地理空間情報を整備する際の、元データの知的財産権等の処理や業務受注者との契約関係などの知的財産権等に関する取扱い方法、2) 国、地方公共団体等が地理空間情報を外部提供する際の、二次利用の許諾や制限、データ利用約款などの知的財産権等に関する取扱い方法について地理空間情報を扱う際の実務上のガイドラインを策定することされている。

本ガイドラインは、地理空間情報の有用性・潜在性を最大限発揮することを念頭に、行政機関等が保有する地理空間情報の二次利用を促進するに当たって、その理念や基本方針とともに、二次利用の許諾の考え方等の知的財産権等に係る具体的な処理の方法等について解説する。

なお、本ガイドラインは、法的拘束力を伴うものではなく、あくまで行政機関等が保有する地理空間情報の二次利用を促進する上で望ましい知的財産権等の標準的な処理の考え方を関係法令等との整合を図りつつ整理したものであり、個々の地理空間情報の提供・流通の可否については、各行政機関等において法令等の解釈・運用に照らした判断が行われるものである。

³ 国土地理院、個人情報保護・二次利用促進に関するガイドライン <https://www.gsi.go.jp/chirikukan/guideline.html>

(案)

1.3. 改正の目的

第4期地理空間情報活用推進基本計画（令和4年3月、地理空間情報活用推進会議）では、地理空間情報の整備・流通・利活用のための基準・ルール等の整備・運用のため、知的財産権の保護等について、地理空間情報の高度化や、位置情報の活用の進展、オープンデータや二次利用に対する民間ニーズ等を踏まえつつ、ルール等の整備を行うことが規定された。

平成22年9月に本ガイドラインの初版が策定されて以降、①「オープンデータ基本指針」⁴の策定及び改正や、②地理空間情報に関する技術の進歩等、政策面や技術面での変化が見られる。

官民データの公開・活用に向けて、「国、地方公共団体、事業者が公共データの公開及び活用に取り組む上での基本指針」として、「オープンデータ基本指針（令和6年7月改正）」が策定された。また近年、知的財産関連法令において、著作権法（昭和45年法律第48号）では平成24年6月にいわゆる「写り込み」等に係る規定が整備され、令和2年6月に付随対象著作物の円滑な利用・適切な保護を図るための措置（写り込みに係る権利制限規定の対象範囲の拡大等）等に係る規定が整備された。

また、地理空間情報の取得・処理・表示に用いる技術の進展及び機器性能の向上や、地理空間情報の送受信に用いる情報通信技術の進展及び機器性能の向上等を背景に、3次元点群データや3次元地図データ等の地理空間情報についても利用・提供が広く浸透してきた。

このような地理空間情報をとりまく環境の大きな変化に対応し、引き続き地理空間情報の二次利用を促進すべく、本ガイドラインの初版を改正した。

⁴ デジタル庁、オープンデータ基本指針（平成29年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定 令和6年7月5日改正）、
https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f7fde41d-ffca-4b2a-9b25-94b8a701a037/f1e42cee/20240705_resources_data_guideline_01.pdf

(案)

2. 本ガイドラインの読み方

2.1. 本ガイドラインの要点(行政機関等における対応のポイント)

知的財産権に関して配慮しつつ、基本法や官民データ活用推進基本法の理念を踏まえて地理空間情報の二次利用を促進するために、行政機関等が具体的に対応すべきポイントは、主に下記のとおりである。

- 知的財産権のうち著作権は、著作物が創作された時点で発生する権利であり、地理空間情報の整備・更新及び提供・流通において留意する必要がある(3.1 参照)。いずれの地理空間情報についても著作物性が認められる可能性があるという前提で、整備・更新段階においてあらかじめ提供・流通を見据えた権利処理を行うことが望ましい(3.2 及び 4.2 参照)。
⇒提供・流通を見据えた著作権の権利処理によって、例えば災害対応時において、地理空間情報を迅速に二次利用していただくことが可能になる等の効果が期待される。
- オープンデータ基本指針に沿って地理空間情報の提供・流通を行う場合には、提供・流通先における二次利用の目的を特段の根拠なしに制限しないことが望ましいとされているため、「公共データ利用規約(第 1.0 版)」を適用するなど、利用約款において第三者の権利に関する留意事項と免責事項を示すことが望ましい(4.3 参照)。
⇒「公共データ利用規約(第 1.0 版)」の適用によって、地理空間情報の二次利用の形態の全てを事前に予測できないところであっても、利用者の責任において地理空間情報を利用することを明示し、行政機関等が利用者による利用の責任を負うものではないと主張できる。

また、地理空間情報の著作権の帰属や権利処理の留意点は、表 2-1 のとおり、整備・更新の類型に応じて異なる(権利処理の留意点の詳細は 3.2.3 及び 4.2 参照)。

(案)

表 2-1 整備・更新の類型に応じた著作権の権利処理上の留意点

| 整備・更新の類型 | 権利の帰属 | 整備・更新段階の権利処理上の留意点 | 提供・流通段階の権利処理上の留意点 |
|--|--|--|--|
| (1) 行政機関等が自ら地理空間情報を整備・更新する場合 | 行政機関等 | <ul style="list-style-type: none"> 特段の留意点なし | <ul style="list-style-type: none"> 利用許諾に関する方針を、利用約款等により明示する |
| (2) 行政機関等が民間事業者等に外部委託して地理空間情報を整備・更新する場合 | 行政機関等が詳細な監督指示を出す場合 業務受託者（行政機関等が詳細な監督指示をせず、業務受託者に判断を任せられた場合） | <ul style="list-style-type: none"> 業務受託者に権利が帰属する場合を想定し、著作権に関する権利処理（著作権（財産権）の譲渡、著作者人格権の不行使等）を契約等で明示する | <ul style="list-style-type: none"> 利用許諾に関する方針を、利用約款等により明示する 整備・更新段階において、提供・流通段階における著作物の利用許諾を得る |
| (3) 行政機関等が民間事業者等から地理空間情報を購入・入手することにより整備・更新する場合 | 購入・入手する地理空間情報の著作権者 | <ul style="list-style-type: none"> あらかじめ提供・流通を目的として行うことが判明しているのであれば、調達仕様書に利用条件、使用目的等を明記する | <ul style="list-style-type: none"> 購入後に、購入時の契約条件に含まれない提供・流通を行うことが必要になった場合は、改めて購入先と当該利用行為に関して契約を締結する 利用許諾に関する方針を、利用約款等により明示する |
| (4) 行政機関等が民間事業者等と共同で地理空間情報を整備・更新する場合 | 共有著作権として行政機関等と民間事業者等に帰属 | <ul style="list-style-type: none"> 提供・流通段階を見据えて、共同著作物の各著作者又は各著作権者間で著作権の行使の在り方や共有の場合の著作権（財産権）の持分割合及び著作者人格権の行使に関する合意をとる | <ul style="list-style-type: none"> 利用許諾に関する方針を、利用約款等により明示する 整備・更新段階において、提供・流通段階における著作物の利用許諾を含めて合意をとる |

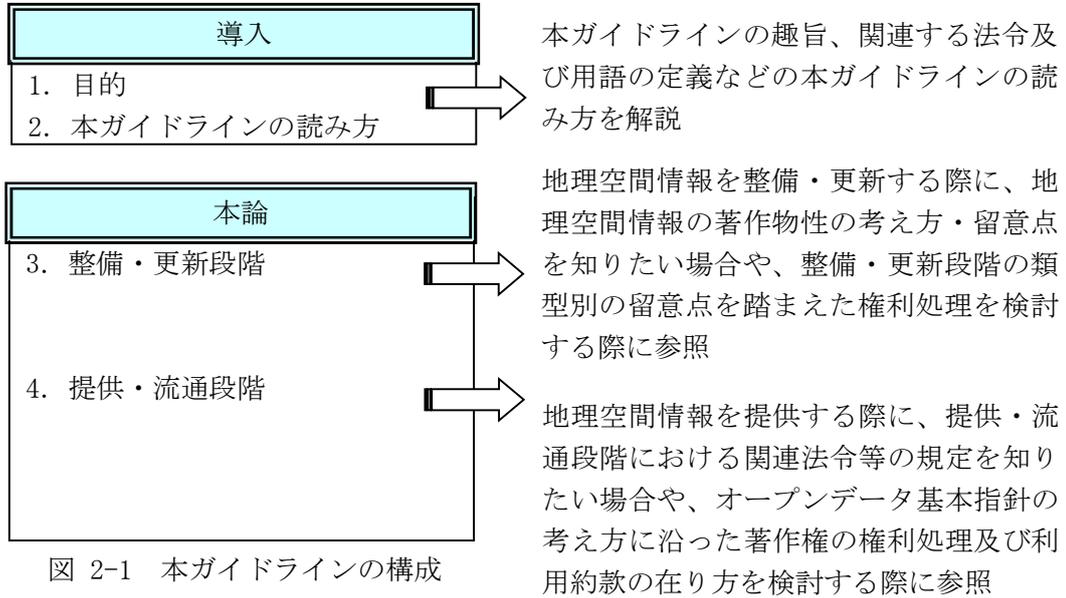
※整備・更新時に利用する地理空間情報の著作権について確認するとともに、当該地理空間情報について整備・更新及び提供・流通において著作者人格権を行使しないこと、著作権（財産権）について譲渡させること又は当該著作物の利用を許諾することや、当該地理空間情報が二次的著作物の場合は原作者の権利を適切に処理するとともに二次的著作物の著作者が著作者人格権を行使しないようにすることを契約等で定めておく必要がある。整備・更新の際に資料として地理空間情報を購入・入手する際についても同様である。

※地理空間情報のうち基本測量成果の使用・複製に当たっては、測量法の定めるところにより、国土地理院の長の使用・複製承認が必要である。また、地理空間情報のうち公共測量成果の使用・複製に当たっては、測量法の定めるところにより、測量計画機関の使用・複製承認が必要である。

(案)

2.2. 本ガイドラインの構成

本ガイドラインの構成は下記のとおりである。



(案)

2.3. 主な関連法令及び知的財産権制度の概要

本項では、本ガイドラインで扱う主な関連法令と、知的財産権制度の概要を示す。

2.3.1. 主な関連法令の概要

地理空間情報は、多様な情報の集合体であることから、その情報を管理する主体が多様で、多くの関連法令が関わることとなり、その整備や提供において留意すべき点も多い。例えば、地理空間情報に係る知的財産権等の処理に関する主な法令としては、国有財産法、地方自治法、著作権法、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「行政機関情報公開法」という。）、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「独立行政法人等情報公開法」という。）、情報公開条例（地方公共団体又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める当該地方公共団体の条例をいう。以下同じ。）、個人情報保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「補助金適正化法」という。）、測量法など多岐にわたる。

また、著作権法第18条第3項の規定により、著作物でまだ公表されていないものを著作者が行政機関等に提供した場合（開示する旨の決定の時までに著作者が別段の意思表示をした場合を除く。）には、行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法又は情報公開条例の規定により行政機関等の長は当該著作物を公衆に提供し、又は提示することについて著作者は同意したものとみなされる。

本来、地理空間情報は、国、地方公共団体等における行政業務の一環として、測量法、国土調査法、道路法、河川法、建築基準法、統計法、国有財産法、地方自治法等の根拠法令に基づき継続的に整備されているものである。そのため、二次利用に際しては個別の根拠法令に規定する整備、閲覧、複製等に係る制約を受けることがあるため、まず当該制約に留意する必要がある。また、個々の法令に特に明記がない場合や法令に基づかない任意での提供を行う場合にも、後述する著作権法の規定を踏まえた適切な提供を行うことが重要である。

2.3.2. 知的財産権制度の概要

「知的財産権」とは、人間の幅広い知的創造活動等の成果について、その成果を生み出した者に付与される、「他人に無断で利用されない権利」を指す⁵。主たる知的財産権は図 2-2 のとおりである。

⁵ 文化庁「知的財産権について」<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/chitekizaisanken.html>、特許庁『2024年度知的財産制度入門テキスト』(https://www.jpo.go.jp/news/shinchaku/event/seminer/text/2024_nyumon.html)9頁参照。

(案)

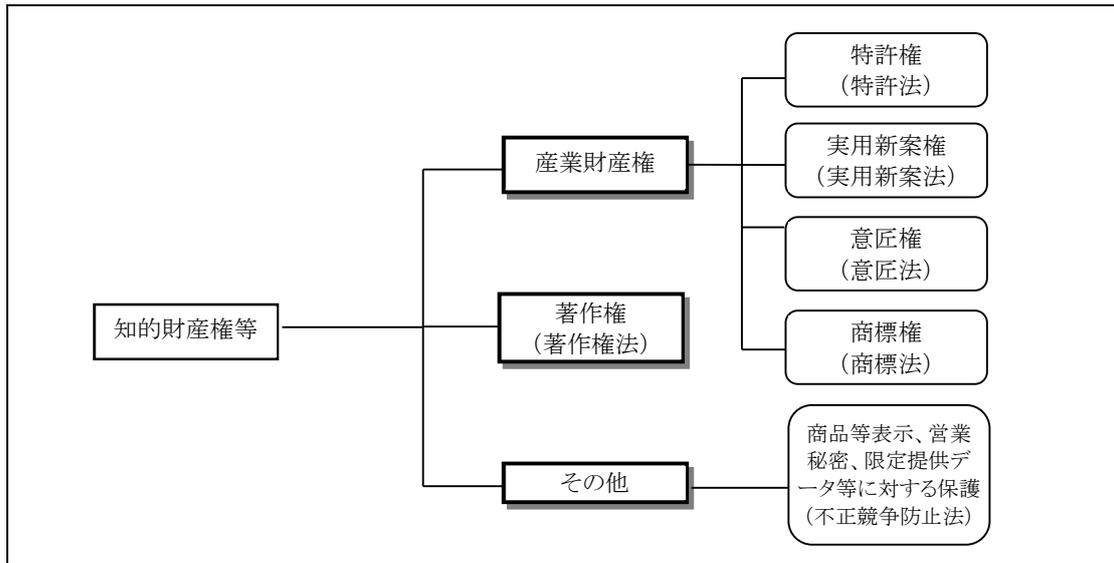


図 2-2 知的財産権等及び知的財産関連法令（本ガイドラインにおける整理）

主な知的財産権の概要は、表 2-2⁶のとおりである。

表 2-2 主な知的財産権等と地理空間情報の関係

| 権利等 | 概要 |
|---------|--|
| 特許権 | 「発明」を保護。権利を取得するために特許庁に出願し、審査を経て登録を受けることが必要。存続期間は出願の日から 20 年。 |
| 実用新案権 | 物品の形状等の「考案」を保護。権利を取得するために特許庁に出願し、審査を経て登録を受けることが必要。存続期間は出願の日から 10 年。 |
| 意匠権 | 物品のデザイン（意匠）を保護。権利を取得するために特許庁に出願し、審査を経て登録を受けることが必要。存続期間は出願の日から 25 年。 |
| 商標権 | 商品・サービスに使用する営業標識（商標）を保護。権利を取得するために特許庁に出願し、審査を経て登録を受けることが必要。存続期間は登録から 10 年だが更新可能。 |
| 著作権 | 著作物を保護。権利を取得するための手続は不要で、創作の時点で自動的に付与される。保護期間は創作の時から作者の死後 70 年。 |
| 限定提供データ | 周知商標（商品等表示）、営業秘密、限定提供データ等の保護については、不正競争防止法上の保護の対象になる。保護の内容は、不正競争防止法の定める要件に従う。 |

地理空間情報の二次利用を促進するにあたり留意すべき点には、①整備・更新した地理空間情報自体に与えられる知的財産権に関するものと、②地理空間情報に含まれる他者の知的財産権に関するものが考えられる。

⁶ 文化庁著作権課『令和 6 年度著作権テキスト』（2024 年）
(https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/textbook/pdf/94089201_01.pdf)、特許庁・前掲注 5 等を参考に作成。

(案)

上記①について、本ガイドラインで扱うのは著作権である。著作権は著作物が創作された時点で自動的に権利が発生することから、著作権法に定められた要件を満たせば、行政機関等が意識していなくとも、整備・更新した地理空間情報に著作権が発生する可能性があり、その権利の取り扱いについて留意する必要があるからである。なお、地理空間情報は「発明」や「考案」に該当せず特許権や実用新案権が付与される可能性はないと考えられる。意匠権や商標権を取得するには出願・登録が必要であるが、行政機関等が地理空間情報に関し意匠権や商標権の出願をすることは通常は想定しがたい。同様に、限定提供データ等についても、行政機関等が不正競争防止法による保護を欲することは通常は考えられないであろう。

本ガイドラインでは、①整備・更新した地理空間情報に発生する可能性のある著作権に関する留意点を中心に説明するが、②地理空間情報に含まれる他者の知的財産権等に関する留意点についても、地理空間情報の整備・更新段階での留意点を 3.2.3(2)で、提供・流通段階での留意点を 4.2(2)で説明する。

2.3.3. 著作権の概要

(1) 著作物について

➤ 著作権法上、著作物性が認められるには、「思想又は感情を創作的に表現したもの」という要件を満たす必要がある。

著作権法第2条第1項第1号において、著作物とは、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」と定義されている。文化庁「令和6年度著作権テキスト」では、以下の事項をすべて満たすものである必要があると説明されている。

令和6年度著作権テキスト（抄）

- (a) 「思想又は感情」を
「東京タワーの高さ：333メートル」といった「単なる事実やデータ」など（人の思想や感情を伴わないもの）が著作物から除かれます。
- (b) 「創作的」に
他人の作品の「模倣品」など（創作が加わっていないもの）が著作物から除かれます。また、「ありふれたもの」（誰が表現しても同じようなものになるもの）も創作性があるとはいえません。
- (c) 「表現したもの」であって
「アイデア」など（表現されていないもの）が著作物から除かれます（ただし、アイデアを解説した「文章」は表現されているため著作物になり得ます）。
- (d) 「文芸、学術、美術又は音楽の範囲」に属するもの
「工業製品」などが著作物から除かれます。

（文化庁「令和6年度著作権テキスト」p.5より）

(案)

(2) 著作者について

- 著作者は、著作物を実際に創作した者である。
- 著作物を創作すれば、その時点で創作者に対して「著作者の権利」が自動的に与えられる。

著作権法第2条第1項第2号において、著作者とは、「著作物を創作する者」と定義されている。文化庁「令和6年度著作権テキスト」では、著作物を創作すれば、その時点で創作者に対して著作権が自動的に与えられること、著作者とは「著作物を創作する者」のことであるため、著作物の創作を他人や他社に委託（発注）した場合は、料金を支払ったかどうか等にかかわらず、実際に著作物を創作した「受注者側」が著作者となることが説明されている(p.8)。

著作者になり得るのは、実際の創作活動を行う個人（自然人）である他、法人等（著作権法第15条で規定）の職員が、職務の遂行として作成したものが著作権法で保護される著作物となる場合は、一定の要件のもとで法人等を著作者とする旨の規定が設けられている（職務著作（法人著作））(p.9)。

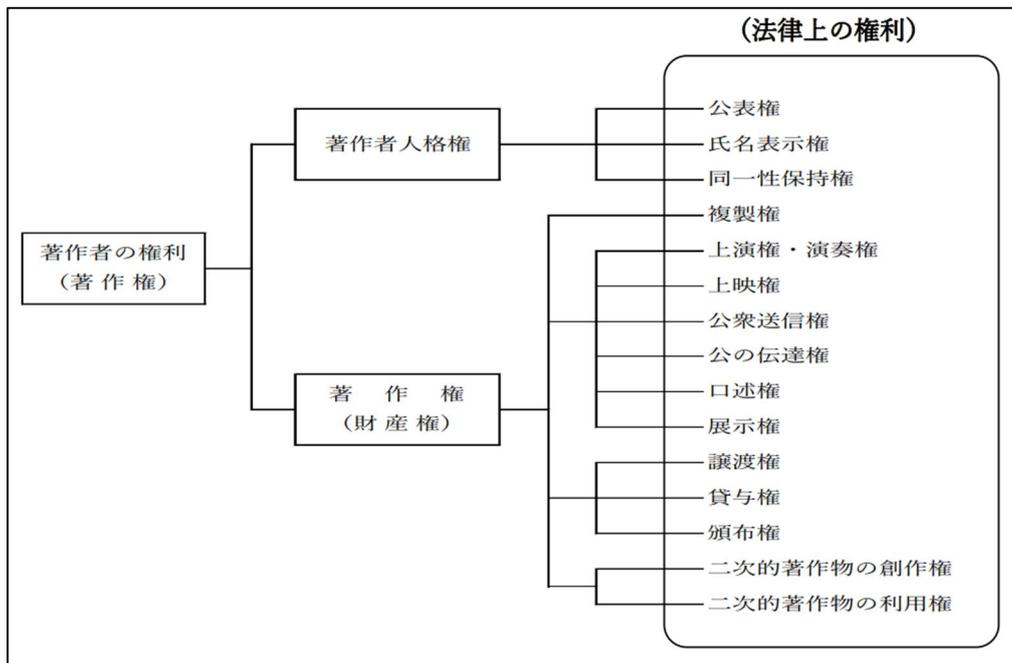
また、2人以上の者が共同して創作した著作物であって、その各人の寄与分を分離して個別に利用できないものを「共同著作物」と呼ぶ（著作権法第2条第1項第12条）ことも説明されている(p.7)。共同著作物については、共同著作物の著作権その他共有に係る著作権（共同著作権）の合意に関する規定（著作権法第65条）があり、利用に際しては各著作権者間で後述する著作者の権利について合意をとることが必要である。

(3) 著作者の権利について

- 著作者の権利は、「著作者人格権」と「著作権（財産権）」の2つで構成される。

文化庁「令和6年度著作権テキスト」では、著作者の権利は、他人が「無断で〇〇すること」を止めることができる権利であること、大きく分けると「著作者人格権」と「著作権（財産権）」の2つで構成されていることが説明されている(p.10)。

(案)



図表出所)文化庁「令和6年度著作権テキスト」p.10

図 2-3 著作者の権利

著作者の権利である、著作者人格権及び著作権（財産権）は、著作権法でそれぞれ次のとおり規定されている。

- ・ 著作者人格権：著作者の精神的利益を守るための権利であり、公表権、氏名表示権、同一性保持権（第18条から第20条まで）があり、これを譲渡したり、相続したりすることはできないこととされている。（第59条）
- ・ 著作権（財産権）：著作者の財産的利益を守るための権利で、複製権、公衆送信権、翻訳権、翻案権等がある他、二次的著作物の利用に関する原著作者の権利があり（第21条から第28条まで）、その全部又は一部を譲渡したり相続したりすることができる。

また、地理空間情報の二次利用に特に関連がある権利として、著作権（財産権）のうち、複製権・公衆送信権、著作者人格権のうち同一性保持権があり、これらの権利について留意点を説明する。

複製権は、著作物を紙やデジタル記録媒体などの「形のある物に再製する」（コピーすること）に関する権利で、「著作者は、その著作物を複製する権利を専有する（著作権法第21条）」。このことから、地理空間情報の著作者は、複製に関する許諾条件などを設定しうるものである。

公衆送信権は、「著作者は、その著作物について、公衆送信（公衆からの求めに応じて送信を行う自動公衆送信の場合にあつては、自動公衆送信の前段階ないしは準備段階である送信可能化を含む。）を行う権利を専有する（著作権法第23条）」と定義されている。著作者はインターネット送信などの公衆送信に関する許諾条件など設定しうるものである。

(案)

る。

同一性保持権は、著作者人格権の一部であり、著作物が著作者に無断で改変されると著作者の精神的利益が傷つけられるおそれがあることから認められるものである。著作者人格権を有していない者が著作者の意に反して著作物を改変する行為は、同一性保持権の侵害に該当する可能性があるが、著作権法第20条第2項に同一性保持権の適用除外規定が設けられている。

このほか、地理空間情報を編集又は加工した成果物は、二次的著作物となる可能性がある。二次的著作物に関係する原著作者の権利として、著作権（財産権）の一部である翻訳権・翻案権等（著作権法第27条）と、二次的著作物の利用に関する原著作者の権利（同法第28条）が挙げられる。また、著作権法第61条第2項の規定⁷を考慮し、第27条の翻案権及び第28条の二次的著作物の利用に関する原著作者の権利の譲渡については、明示的に記載しておく必要がある。

さらに、行政機関等が民間事業者等と共同で整備・更新した地理空間情報が著作権法による著作物となる場合は、その地理空間情報は、行政機関等と民間事業者等の共同著作物になり得る。

著作権法（抄）

（共有著作権の行使）

第六十五条 共同著作物の著作権その他共有に係る著作権（以下この条において「共有著作権」という。）については、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡し、又は質権の目的とすることができない。

2 共有著作権は、その共有者全員の合意によらなければ、行使することができない。

3 前二項の場合において、各共有者は、正当な理由がない限り、第一項の同意を拒み、又は前項の合意の成立を妨げることができない。

4 前条第三項及び第四項の規定は、共有著作権の行使について準用する。

著作者になり得るのは、実際の創作活動を行う個人（自然人）である他、法人等（著作権法第2条第6項で規定される「法人」及びその他使用者。著作権法第15条で規定。）の職員が、職務の遂行として作成したものが著作権法で保護される著作物となる場合は、一定の要件のもとで法人等を著作者とする旨の規定が設けられている（職務著作（法人著作））。

著作権法（抄）

（職務上作成する著作物の著作者）

第十五条 法人その他使用者（以下この条において「法人等」という。）の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物（プログラムの著作物を除く。）で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、その作成の時における契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。

⁷ 文化庁「令和6年度著作権テキスト」では「著作権法では譲渡人の保護規定(第61条第2項)があり、二次的な利用に関する権利(第27条、第28条)については、契約において特掲されていないときは、譲渡した者に留保されたものと推定する旨、規定されているため、これらの権利を含めた著作権の譲渡を受ける際、契約書に「すべての著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)を譲渡する」と記載しておく必要があります。」と説明されている。

(案)

2 法人等の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成するプログラムの著作物の著作権は、その作成の時ににおける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。

令和6年度著作権テキスト(抄)

著作者になり得るのは、通常、実際の創作活動を行う個人(自然人)ですが、創作活動を行う個人以外が著作者となる場合が法律により定められています。例えば、新聞記者によって書かれた新聞記事や、公務員によって作成された各種の報告書などのように、会社や国の職員などによって著作物が創作された場合などは、その職員が著作者となるのではなく、会社や国が著作者となる場合があります(第15条)。

しかし、会社や国の職員などが創作した著作物のすべてについて、会社や国などが著作者になるわけではありません。次に掲げる要件をすべて満たす場合に限り、会社や国などが著作者になります(なお、プログラムの著作物については、公表されない場合も多いため、(d)の要件を満たす必要はありません)。

【職務著作の要件】

- (a) その著作物をつくる「企画」を立てるのが法人(注)その他の「使用者」(例えば、国や会社など。以下「法人等」という。)であること
- (b) 法人等の「業務に従事する者」が創作すること
- (c) 「職務上」の行為として創作されること
- (d) 「公表」する場合に「法人等の著作名義」で公表されるものであること
- (e) 「契約や就業規則」に「職員を著作者とする」という定めがないこと

(注) 著作権法上の「法人」について

著作権法上の「法人」には、「法人格を有しない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの」を含むこととされています(第2条第6項)。このため、自治会、PTAのような団体も著作者となる場合があります。

(文化庁「令和6年度著作権テキスト」p.9より)

(4) 著作権の権利制限規定について

- 著作権法では一定の場合には著作権者の許諾を得ずに著作物を利用できる例外規定(権利制限規定)が置かれている。
- 地理空間情報の整備・更新及び提供・流通に当たって適用が考えられる権利制限規定として、付随対象著作物の利用(著作権法第30条の2)、屋外設置の美術品、建築物の利用(第46条)がある。

第三者の著作物を利用する場合は、原則として著作権者の許諾を得ることが必要であるが、著作権法では一定の場合には著作権者の了解を得ずに著作物を利用できる例外規定(権利制限規定⁸)が置かれている。

権利制限に関する規定は著作権法第1章第3節第5款(第30条から第50条)で規定されているが、地理空間情報の整備・更新及び提供・流通に当たって適用が考えられる

⁸ 権利制限規定の詳細な説明は、「令和6年度著作権テキスト(文化庁)」p.61などを参照されたい。

https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/textbook/pdf/94112701_01.pdf

(案)

権利制限規定として、付随対象著作物の利用（著作権法第 30 条の 2）、屋外設置の美術品、建築物の利用（第 46 条）がある。

令和 6 年度著作権テキスト（抄）

【付随対象著作物の利用】（第 30 条の 2 第 1 項、第 2 項）

写真撮影、録音・録画、放送等を行う際、本来意図した対象以外の著作物が「写り込む」場合の例外です。例えば、写真撮影したところ、本来意図した撮影対象だけでなく、背景に小さく絵画等（付随対象著作物）が写り込む場合が該当します。

【条件】

- 1 写真撮影、録音・録画、放送等の方法によって著作物を利用するにあたっての複製又は複製を伴わない伝達行為であること
- 2 メインの著作物に占める割合や複製の精度等に照らし、軽微な構成部分であること
- 3 付随対象著作物の利用により利益を得る目的の有無や分離の困難性等の程度、付随対象著作物が果たす役割等に照らし、正当な範囲内の利用であること
- 4 その付随対象著作物の種類や用途などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと

※絵画が背景に小さく写り込んだ写真や楽曲の一部が入り込んだ映像を、ブログに掲載したり、インターネット配信したりするなど、付随対象著作物が写りこんだものを様々な方法で利用することも可能です

(文化庁「令和 6 年度著作権テキスト」p.65 より)

令和 6 年度著作権テキスト（抄）

【屋外設置の「美術品」「建築物」の利用】（第 46 条）

一般公衆の見やすい屋外の場所に恒常的に設置されている「美術品」や「建築の著作物」を利用する場合の例外です。

【条件】

- 1 次のいずれにも該当しないこと
 - ・「彫刻」を増製するような場合
 - ・全く同じ「建築の著作物」を造る場合
 - ・一般公衆の見やすい屋外の場所に恒常的に設置するために複製する場合
 - ・「美術品」について複製の販売を目的とする場合
- 2 慣行があるときは「出所の明示」が必要

(文化庁「令和 6 年度著作権テキスト」p.90 より)

(案)

2.4. 参考となる政府等のガイドライン等

地理空間情報の円滑な整備・更新及び提供・流通の際に知的財産権に関して配慮すべき事項等に関して、参考になると考えられる政府のガイドライン等を表 2-3 に示す。

表 2-3 参考となる政府のガイドライン等

| 資料名 | 概要 |
|--|---|
| 地理空間情報の二次利用促進に関するガイドライン（測量成果等編） ⁹ | 地理空間情報のうち測量成果等の円滑な整備・更新及び提供・流通のため、各工程において知的財産権に関して配慮すべき事項等について、実務上の取扱いを整理したガイドライン。本ガイドラインの初版及び改訂版はこのガイドラインとの整合を図りつつ策定した。 |
| 令和 6 年度著作権テキスト ¹⁰ | 著作権法の内容について文化庁が発行する解説テキストである。 著作権法の内容や留意点を把握するに当たり、参考になると考えられる。 |
| オープンデータ基本指針 ¹¹ | 官民データ活用推進基本法第 11 条及び第 12 条に規定される措置等を具体化した文書のひとつであり、オープンデータの基本事項（定義・意義、公開のルール等）が整理されている。 オープンデータとして地理空間情報を提供・流通する際の参考になると考えられる。 |
| 公共データ利用規約（第 1.0 版） ¹² | オープンデータ基本指針で示された公開データの二次利用に関するルールを具体化し、原則として国の各府省や地方公共団体がデータを公開する際に利用できる利用規約である。 オープンデータとして地理空間情報を提供・流通する際の利用約款として参考になると考えられる。 |
| 3D 都市モデルの導入ガイダンス（第 4.0 版） ¹³ | 国土交通省が整備を進める 3D 都市モデルの導入に関するガイドライン。 知的財産権関連法令等の遵守等の整理について参考になると考えられる。 |

⁹ 国土地理院、個人情報保護・二次利用促進に関するガイドライン、<https://www.gsi.go.jp/chirikukan/guideline.html>

¹⁰ 文化庁著作権課、令和 6 年度著作権テキスト、令和 6 年 7 月発行、https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/textbook/pdf/94089201_01.pdf

¹¹ デジタル庁、オープンデータ基本指針（平成 29 年 5 月 30 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定 令和 6 年 7 月 5 日改正）、https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f7fde41d-ffca-4b2a-9b25-94b8a701a037/f1e42cee/20240705_resources_data_guideline_01.pdf

¹² デジタル庁、公共データ利用規約（第 1.0 版）（平成 25 年 6 月 25 日 各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定 令和 6 年 7 月 5 日改正）、https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f7fde41d-ffca-4b2a-9b25-94b8a701a037/24afdf33/20240705_resources_data_outline_05.pdf

¹³ 国土交通省、3D 都市モデルの導入ガイダンス（第 4.0 版）、2024 年 3 月 29 日発行、https://www.mlit.go.jp/plateau/file/libraries/doc/plateau_doc_0000_ver04.pdf

(案)

| 資料名 | 概要 |
|----------------------------------|--|
| 手引書「オープンデータをはじめよう」 ¹⁴ | デジタル庁が公開する、地方公共団体がオープンデータに取り組む際に参考となる手引書である。データ公開サイトの方針策定に関する事項等、地方公共団体がオープンデータに取り組む際に参考になると考えられる。 |

¹⁴ 内閣官房 情報通信技術 (IT) 総合戦略室、オープンデータをはじめよう～地方公共団体のための最初の手引書～、令和 3 年 6 月 15 日更新、
https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.digital.go.jp%2Fassets%2Fcontents%2Fnode%2Fbasic_page%2Ffield_ref_resources%2F8f4ecdeb-ff2d-4ebd-b6b7-31a44279f912%2F20210615_resources_data_first_guide_04.pptx&wdOrigin=BROWSELINK

(案)

3. 整備・更新段階

本章では、地理空間情報の整備・更新における関連法令等の規定を踏まえた留意点(3.1参照)を整理したうえで、地理空間情報の整備・更新の種類(3.2参照)別に、地理空間情報の二次利用促進の観点から整備・更新段階における留意点を示す。

3.1. 整備・更新段階における関連法令等の規定を踏まえた留意点

本項では、整備・更新段階における関連法令等を踏まえた留意点として、整備・更新段階における著作権法に関する留意点を3.1.1で示す。

3.1.1. 著作権法に関する留意点

- 著作権法上、著作物性が認められるには、「思想又は感情を創作的に表現したもの」という要件を満たす必要がある。
- 著作物性の有無は個別具体の事例に応じて判断されるものであり、地理空間情報においても著作物性が認められる可能性は否定できないため、著作物性が認められうるものと想定することが望ましい。

著作権法上、著作物性が認められるには、「思想又は感情を創作的に表現したもの」という要件を満たす必要がある(2.3.3(1)参照)。地理空間情報の例としては、地図、空中写真、データベース、メタデータのほか、近年新たな地理空間情報として広く浸透してきた3次元点群データや3次元地図データ等が挙げられる。

著作物性は個別具体の事例に応じて判断されるものであり、個々の地理空間情報の著作物性の判断は、最終的には裁判所の判断に委ねるほかないが、地理空間情報においても著作物性が認められる可能性が否定できないことから、著作物性が認められうることを想定して対応策を講じておくことが望ましい。

以上を踏まえ、本ガイドラインでは、地理空間情報について著作物性が認められることを前提として、権利処理等に係る留意点を示すこととする。

(案)

3.2. 整備・更新段階における整備・更新の類型別の権利処理について

3.2.1. 地理空間情報の整備・更新の類型

- 行政機関等が地理空間情報を整備・更新する際には、整備・更新に関わる主体に応じて、主に以下の4つの類型に分けることができる。
- ① 行政機関等が自ら地理空間情報を整備・更新する場合
 - ② 行政機関等が民間事業者等に外部委託して地理空間情報を整備・更新する場合
 - ③ 行政機関等が民間事業者等から地理空間情報を購入・入手することにより整備・更新する場合
 - ④ 行政機関等が民間事業者等と共同で地理空間情報を整備・更新する場合

行政機関等が地理空間情報を整備・更新する際には、整備・更新に誰がどのように関わるのかという観点から、著作権の帰属先や権利処理の考え方を、主に以下の4つの類型に分けることができる。

- ① 行政機関等が自ら地理空間情報を整備・更新する場合
- ② 行政機関等が民間事業者等に外部委託して地理空間情報を整備・更新する場合
- ③ 行政機関等が民間事業者等から地理空間情報を購入・入手することにより整備・更新する場合
- ④ 行政機関等が民間事業者等と共同で地理空間情報を整備・更新する場合

そこで3.2.2及び3.2.3では、上記①から④の類型別に、地理空間情報に著作物性が認められうるものとして取り扱う場合の著作権の帰属先や権利処理の考え方を示す。

また、地理空間情報の整備・更新の類型に応じた、民間事業者等との権利処理上の留意点を、表3-1に示す。各留意点の詳細については、「3.2.2 著作権の帰属に関する考え方」、著作権の権利処理の考え方は「3.2.3 著作権の権利処理について」を参照のこと。

表 3-1 地理空間情報の整備・更新の類型に応じた、民間事業者等との権利処理上の留意点

| | | 民間事業者等に委託した際の契約時における著作権の権利処理の類型※ | | |
|--------------------|---------------------------------|--|---|--|
| | | 民間事業者等から行政機関等に地理空間情報の著作権を全部譲渡するように定める場合 | 地理空間情報の著作権の持分の一部を譲渡させ、民間事業者等との共有にする場合 | 地理空間情報の著作権等を譲渡させず、民間事業者等のみが、行政機関等の庁内業務利用を可能にする場合 |
| 地理空間情報を整備・更新する際の類型 | 自ら地理空間情報を整備する場合（類型①） | 該当しない | 該当しない | 該当しない |
| | 民間事業者等に外部委託して地理空間情報を整備する場合（類型②） | <ul style="list-style-type: none"> 著作権が行政機関等に譲渡されることを整備・更新時の契約等で定めておく必要がある。 二次的著作物の利用に関する原作者の権利については提供時の契約書等に明示的に記載しておくことと良い。 著作者人格権については、譲渡することができないが、事前の契約等によって不行使契約を行うことが可能であるため、著作者人格権を行使しないことを契約書類において明確に規定しておく必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> 地理空間情報の整備・更新を行ったすべての著作権者間で、あらかじめ著作権の持分を含む権利の処理について合意を得ておく必要がある。 地理空間情報の利用方法や、著作者人格権の不行使について共有者となる民間事業者等との間であらかじめ定めておく必要がある。 | <ul style="list-style-type: none"> 契約書類に著作権の帰属先は民間事業者等であることの明記が必要である。 整備・更新した地理空間情報の取扱いについて、協定書等で、著作者人格権の不行使、使用許諾条件、瑕疵（かし）、地理空間情報の使用料について定めておくことが重要である。 協定書等で取り決めた目的以外の利用の場合、民間事業者等へ利用申請が必要となるため、使用許諾条件等の取決めを明確にしておく必要がある。 |
| | 民間事業者等から地理空間情報を購入・入手する場合（類型③） | <ul style="list-style-type: none"> 購入・入手する地理空間情報の著作権を確認したうえで、著作者人格権を行使しないことと著作権（財産権）について譲渡させることや、利用する地理空間情報が二次的著作物の場合は原作者の権利を適切に処理するとともに二次的著作物の著作者が著作者人格権を行使しないようにすることを調達仕様書等の契約で規定する必要がある。 | 該当しない | <ul style="list-style-type: none"> 地理空間情報の購入・入手を予定している場合は、購入・入手しようとする地理空間情報の販売元に対して、地理空間情報の仕様、使用目的、使用環境を明記した調達仕様書を示す必要がある。 購入・入手した地理空間情報の利用に当たっては、購入・入手した地理空間情報の使用許諾書に明記された内容に準拠する。 |
| | 民間事業者等と共同で地理空間情報を整備する場合（類型④） | <ul style="list-style-type: none"> 創作性のある表現行為が共同で行われて整備・更新された場合の地理空間情報は、著作権法上の共同著作物となり、整備・更新を行ったすべての機関が著作権を共有することになる。 地理空間情報の利用の円滑化の観点から、行政機関等と民間企業等に帰属している著作者人格権を行使しないこと又は著作者人格権を代表して行使する者を行政機関等と定める（著作権法第64条3項）ことを契約等で定めておく必要がある。 地理空間情報の利用の円滑化の観点から、著作権（財産権）については、行政機関等に譲渡させることを契約等で定めておく。 | <ul style="list-style-type: none"> 創作性のある表現行為が共同で行われて整備・更新された場合の地理空間情報は、著作権法上の共同著作物となり、整備・更新を行ったすべての機関が著作権を共有することになる。 共同で整備・更新した地理空間情報が著作権法の共同著作物となる場合は、共有著作権（共有著作権の詳細は3.2.2(1)④参照）の行使について、共有著作権の共有者全員の合意を得る必要がある。 地理空間情報の取扱いで、協定書等に、著作者人格権の不行使、使用許諾条件、瑕疵（かし）、地理空間情報の使用料について定めておく必要がある。 協定書等で取り決めた目的以外の利用の場合、民間事業者等へ利用申請が必要となるため、使用許諾条件等の取決めを明確にしておくことが重要である。 | <ul style="list-style-type: none"> 創作性のある表現行為が共同で行われて整備・更新された場合の地理空間情報は、著作権法上の共同著作物となり、整備・更新を行ったすべての機関が著作権を共有することになる。 共同で整備・更新した地理空間情報が著作権法の共同著作物となる場合は、共有著作権（共有著作権の詳細は3.2.2(1)④参照）の行使について、共有著作権の共有者全員の合意を得る必要がある。 契約書類に著作権の帰属先は民間事業者等であることの明記が必要である 整備・更新した地理空間情報の取扱いについて、協定書等で著作者人格権の不行使、使用許諾条件、瑕疵（かし）、地理空間情報の使用料について定めておく。 協定書等で取り決めた目的以外の利用の場合、民間事業者等へ利用申請が必要となるため、使用許諾条件等の取決めを明確にしておくことが重要である。 |

※整備・更新時に利用する地理空間情報の著作権について確認するとともに、当該地理空間情報について整備・更新及び提供・流通において著作者人格権を行使しないことと、著作権（財産権）について譲渡させること又は当該著作物の利用を許諾することや、当該地理空間情報が二次的著作物の場合は原作者の権利を適切に処理するとともに二次的著作物の著作者が著作者人格権を行使しないようにすることを契約等で定めておく必要がある。整備・更新の際に資料として地理空間情報を購入・入手する際についても同様である。
 ※地理空間情報のうち基本測量成果の使用・複製に当たっては、測量法の定めるところにより、国土地理院の長の使用・複製承認が必要である。また、地理空間情報のうち公共測量成果の使用・複製に当たっては、測量法の定めるところにより、測量計画機関の使用・複製承認が必要である。

3.2.2. 著作権の帰属に関する考え方

- 著作権（財産権）及び著作者人格権は、創作的表現を行った「著作者」に帰属する。
- 地理空間情報に著作物性が認められることを前提とした場合、その権利の帰属は、「誰が創作的な行為を行ったか」という観点から判断される。

著作権（財産権）及び著作者人格権は、創作的表現を行った「著作者」に帰属する（2.3.3 参照）。地理空間情報に著作物性が認められることを前提とした場合、著作権（財産権）及び著作者人格権の帰属は、「誰が創作的な行為を行ったか」という観点から判断される。

ここでは、「3.2.1 地理空間情報の整備・更新の類型」で整備・更新に係る主体に応じて分類した①から④の類型ごとに、著作権（財産権）及び著作者人格権の帰属の考え方を整理する。

また、いずれの整備・更新の類型においても、他の地理空間情報を利用して整備・更新することも考えられるため、各類型に共通の考え方として、利用する地理空間情報の著作権の考え方についても補足する。

(1) 整備・更新の類型別の著作権の帰属に関する考え方

① 行政機関等が自ら地理空間情報を整備・更新する場合

この場合、創作的寄与があるとすれば行政機関等によるものにほかならないから、その地理空間情報に思想又は感情が創作的に表現されていると認められた場合は、著作者人格権及び著作権（財産権）は、行政機関等に帰属する。

② 行政機関等が民間事業者等に外部委託して地理空間情報を整備・更新する場合

発注者である行政機関等からの指示や監督の内容や、行政機関等と受注者である民間事業者等（以下「業務受託者」という）の裁量の程度により、著作権の帰属が判断される。

以下に、著作者人格権及び著作権（財産権）の帰属先の判断手法を示す。

1) 行政機関等が詳細な監督指示を出して作成する場合

例： 行政機関等自らが地理空間情報の整備・更新に係る企画を行い、詳細な仕様書（作業規程・図式を含む）を作成して発注を行い、実際の作業においても細部について事細かに具体的な作業指示を業務受託者に示して作業を行わせている等、業務受託者の思想又は感情を創作的に表現する余地がない状態で作業を行わせている。

創作的な寄与が認められるのは行政機関等のみであると解される場合には、その地理空間情報が著作物と認められたならば、行政機関等に著作者人格権及び著作権（財産権）が帰属すると考えられる。

(案)

2) 行政機関等が詳細な監督指示をせず、業務受託者に判断を任せした場合

例： 行政機関等が業務受託者に細かな指示をせずに業務受託者に判断を任せて作業を行わせている。

業務受託者のみに創作的な寄与があると解されれば、当該作業により創作された部分が著作物と認められたならば、業務受託者に著作者人格権及び著作権（財産権）が帰属すると考えられる。

なお、ここではわかりやすさを優先し、行政機関等か業務受託者のいずれかのみに創作的寄与がある場合について説明したが、双方に創作的寄与が認められることもありうる。その場合の著作権等の帰属の考え方は、「④行政機関等が民間事業者等と共同で地理空間情報を整備する場合」と同様である。

③ 行政機関等が民間事業者等から地理空間情報を購入・入手する場合

整備・更新時に地理空間情報を民間事業者等から購入・入手する場合、後述する「(2)整備・更新時に利用する地理空間情報の著作権について」と同様に、当該地理空間情報の著作権について確認することが必要である。

④ 行政機関等が民間事業者等と共同で地理空間情報を整備する場合

この場合、整備・更新した地理空間情報が著作権法による著作物となる場合は、行政機関等と民間事業者等の双方の寄与を分離して利用することができないため、その地理空間情報は、行政機関等と民間事業者等の測量作業機関の共同著作物となる。なお、共同著作物の著作者人格権は、著作者全員の合意によらなければ行使することができず、共同著作物の著作権その他共有に係る著作権についても、その共有者全員の合意によらなければ、行使することができない。（著作権法第64条第1項及び2.3.3(2)参照）。

(2) 整備・更新時に利用する地理空間情報の著作権について

整備・更新時に地理空間情報を利用する場合、当該地理空間情報の著作権について確認することが必要である。

(案)

3.2.3. 著作権の権利処理について

地理空間情報のうち著作権法で保護される著作物となるものについては、整備・更新手法に応じて著作者が異なってくることもあるため、契約書類においてあらかじめ著作者人格権及び著作権（財産権）の行使等の権利処理について、明確に規定しておくべきである。

行政機関等が地理空間情報の作成の外部委託や購入・入手した地理空間情報を補足資料として地理空間情報の整備・更新を行った結果、その地理空間情報が著作権法で保護される著作物となる場合がある。この場合、地理空間情報の整備・更新及び提供・流通の各段階で、整備・更新の類型別の著作権の帰属に関する考え方（3.2.2 参照）を踏まえて、契約書類において著作者人格権の不行使及び著作権（財産権）の帰属について明確に規定することにより、地理空間情報の利用・提供を円滑に進め、併せて後日の紛争を未然に防止する必要がある。

特に、整備・更新時の契約等における権利処理に際しては、地理空間情報の提供・流通段階での利用目的に応じた利用条件等を明確に規定しておくことで、オープンデータとしての提供や災害対応等における地理空間情報の迅速な活用に資すると考えられる。

また、行政機関等が民間事業者等から地理空間情報を購入・入手する場合、若しくは著作物を原典資料として新たな地理空間情報を作成する場合等において、二次的著作物が納品される可能性があるため、原著作者の権利を適切に処理しておくことが必要である。

ここでは、「3.2.2 著作権の帰属に関する考え方」を踏まえ、整備・更新の段階における、それぞれの類型に応じた著作者人格権及び著作権（財産権）の権利処理の考え方について示す。

また、整備・更新の各類型に共通の考え方として、利用する地理空間情報の著作権の権利処理の考え方、地理空間情報における著作者人格権（同一性保持権）に関する留意点及び地理空間情報に他者の著作物が含まれる場合の留意点についても補足する。

(1) 整備・更新の類型別の著作権の権利処理について

① 行政機関等が自ら地理空間情報を整備・更新する場合

この場合の地理空間情報が著作権法で保護される著作物となる場合、行政機関等が著作者人格権及び著作権（財産権）を有するため、地理空間情報の整備・更新の段階では、権利処理の必要はないが、「3.2.2(1)④ 行政機関等が民間事業者等と共同で地理空間情報を整備する場合」で記した職務著作（法人著作）に注意する必要がある。

② 行政機関等が民間事業者等に外部委託して地理空間情報を整備・更新する場合

行政機関等が民間事業者等に外部委託して地理空間情報を整備・更新する場合の契約の在り方について、民間事業者等に外部委託して整備・更新した地理空間情報の著作者人格権については不行使契約を行うことが可能であり、著作権（財産権）については、

(案)

その全部又は一部を譲渡することが可能である。従って、地理空間情報の利用の円滑化の観点から、業務受託者が著作者人格権を行使しないこと、及び著作権（財産権）については業務受託者に帰属させない（譲渡させる）ことを契約書類においてあらかじめ明確に規定しておくことが望ましい。

【記載例】（著作者人格権の不行使）

乙は、成果物（業務を行う上で得られた中間成果物を含む。）が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当し、当該著作物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。）を有する場合においても、甲及び甲指定の者に対してこれを行使しないものとする。

【記載例】（著作権のうちの財産権の譲渡等）

乙は、成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る乙の一切の著作権（著作者人格権を除く。また、著作権法第 27 条及び法第 28 条の権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。

この場合の地理空間情報が著作権法で保護される著作物となる場合、行政機関等からの指示や内容によっては、業務受託者が著作者人格権及び著作権（財産権）を有する可能性がある。

地理空間情報の広範な提供・流通は業務受託者に任せるという考え方もあるが、以下では、行政機関等が自らの責任において提供・流通を図る上での適切な著作者人格権及び著作権（財産権）の処理の考え方を、行政機関等からの指示の内容に応じたそれぞれの場合について整理する。

1) 行政機関等が詳細な監督指示を出して作成する場合

この場合の地理空間情報が著作権法で保護される著作物となる場合、行政機関等が著作者となる。その場合、「①行政機関等が自ら地理空間情報を整備・更新する場合」と同様に特に権利処理の必要はないが、事後のトラブルを避けるため、後述する「2) 行政機関等が詳細な監督指示をせず、業務受託者に判断を任せた場合」と同様に、著作権に関する権利処理（著作権（財産権）の譲渡、著作者人格権の不行使等）を整備・更新時の事業者との契約書に明記する等、契約等において明らかにしておくことが望ましい。

2) 行政機関等が詳細な監督指示をせず、業務受託者に判断を任せた場合

この場合は、業務受託者に判断を任せて作業を行わせた箇所に著作物性が認められることで、その地理空間情報が著作権法で保護される著作物となる場合、業務受託者がその箇所の著作権者になる。

著作者人格権は、創作と同時に著作者に帰属する一身専属的な権利であることから、譲渡することができない（著作権法第 59 条）が、事前の契約等によって不行使契約を行うことは可能である。そこで行政機関等が自らの責任において提供・流通を図ることが必要と判断される場合は、著作者人格権の権利（「公表権」同法第 18 条、「氏名表示権」

(案)

同法第 19 条、「同一性保持権」同法第 20 条) が地理空間情報の提供・流通の妨げにならないように、業務受託者が著作権者人格権を行使しないことを契約書類においてあらかじめ明確に規定しておくことが望ましい。

一方、著作権(財産権)は、その全部又は一部を譲渡することができる(同法第 61 条)。行政機関等が自らの責任において提供・流通を図ることが必要と判断される場合は、地理空間情報に及ぶ可能性のある著作権(複製権、上映権、公衆送信権(送信可能化を含む)譲渡権、貸与権、翻案権)については、業務受託者に帰属させない(譲渡させる)ことを契約書類においてあらかじめ明確に規定しておくことが望ましい。

③ 行政機関等が民間事業者等から地理空間情報を購入・入手する場合

この場合は、購入・入手する地理空間情報の著作権を確認し、後述する「(2)整備・更新時に利用する地理空間情報の著作権について」と同様の権利処理を行う必要がある。

④ 行政機関等が民間事業者等と共同で地理空間情報を整備・更新する場合

行政機関等が民間事業者等と共同で整備・更新した地理空間情報が著作権法で保護される著作物となる場合は、行政機関等と民間事業者等の共同著作物になる。

共同著作物の著作権者人格権は著作権者全員の合意によらなければ行使することができず(著作権法第 64 条)、その共有著作権(財産権)は、その共有者全員の合意によらなければ行使することができない(同法第 65 条)ため、地理空間情報の整備・更新を行ったすべての著作権者間で、あらかじめ著作権の持分を含む権利の処理について合意を得ておくことが必要である。

行政機関等が民間事業者等と共同で地理空間情報を整備・更新する場合の契約の在り方は、①業務受託者と行政機関等との共同著作物とする場合 と ②業務受託者のみに著作権を帰属させつつ、行政機関等における庁内業務利用は可能にする場合 のそれぞれについて、以下のとおりである。

1) 業務受託者と行政機関等との共同著作物とする場合

行政機関等が業務受託者と共同事業で整備・更新した地理空間情報が著作権法で保護される著作物となる場合は、その地理空間情報は共同著作物となるため、共有著作権の行使について、共有著作権の共有者全員の合意を得る必要がある(著作権法第 64 条及び第 65 条)。その場合、著作権(財産権)については、各共有者は正当な理由がない限り、その合意を拒み又はその合意の成立を妨げることはできない(著作権法第 65 条第 3 項)とされているところであるが、整備・更新した地理空間情報の取扱いについて、協定書等で使用許諾条件、瑕疵(かし)、地理空間情報の使用料について定めておくことが重要である。

行政機関等であっても、契約上の利用の範囲を超えた利用の際には、新たにその共同著作物の他の著作権者全員の合意が必要となる。

以上のように、承認の事務手続が複雑になるため、その地理空間情報の整備・更新を行ったすべての著作権者間で、あらかじめ著作権の行使について取り決めておくことが好ましい。

(案)

なお、その共同著作物である地理空間情報を行政機関等が第三者に利用を認めようとするときは共有著作権の共有者全員の合意が必要である。

また、共同著作物の著作者は、そのうちからその著作者人格権及び共有著作権を代表して行使する者を定めることができる（著作権法第64条第3項、第65条4項）。

2) 業務受託者のみに著作権を帰属させつつ、行政機関等における庁内業務利用は可能にする場合

地理空間情報が著作権法で保護される著作物の可能性がある場合は、業務受託者が著作権の帰属先であることを契約書類に明記し、①と同様に、整備・更新した地理空間情報の取扱いについて、協定書等で、使用許諾条件、瑕疵（かし）、地理空間情報の使用料について定めておくことが重要である。これにより、地理空間情報の整備・更新に係る費用をある程度軽減できる場合がある。

ただし、著作権がすべて業務受託者に帰属するため、行政機関等が契約書や協定書で取決めをした目的以外の目的で利用する場合は、その都度、業務受託者に対して申請を行う必要が生じる。そのため、使用許諾条件等の取決めを明確にしておくことが重要となる。

一方、業務受託者側が協定書等で取決めをした目的以外の目的で利用する場合は、著作権法の手続は不要となる。

(2) 整備・更新時に利用する地理空間情報の著作権について

整備・更新時において、利用する地理空間情報の著作権を確認し、著作物である地理空間情報については、利用許諾の得られた地理空間情報を利用する必要がある。

当該地理空間情報が著作物である場合は、整備・更新及び提供・流通において著作者人格権を行使しないことと、著作権（財産権）について譲渡させること又は当該著作物の利用を許諾することを契約等で定めておく必要がある。

当該地理空間情報が二次的著作物である場合は、地理空間情報を整備・更新及び提供し、流通させるに当たり、原著作物の権利を適切に処理し、購入・入手した二次的著作物の著作者が著作者人格権を行使しないように契約等で定めておく必要がある。

また、行政機関等が補足資料として利用する地理空間情報を購入・入手する場合の契約の在り方としては、行政機関等は必要とする地理空間情報の仕様を明記した調達仕様書を示し、入札等の手続により契約が行われる。購入・入手した地理空間情報をインターネット等で公開することや、特定の目的における二次利用を想定している場合は、契約の際に地理空間情報についての「仕様」と併せて「使用目的」や「使用環境」等の以下に示す内容を調達仕様書に明記しておく必要がある。調達仕様書の記載例を以下に示す。

1) 使用目的

使用目的については、現在必要としている業務のみならず、将来をある程度見越して検討し、記載するとよい。

【調達仕様書の記載例】

・今回調達する地理空間情報は、〇〇部の業務支援に利用する。

(案)

- ・〇〇を目的とした二次利用を想定し、当該目的のための二次利用が可能な地理空間情報を調達する。

2) 使用環境

地理空間情報を使用する場所、パソコンの台数、及び使用形態（ネットワーク上での使用なのか、スタンドアロンでの使用なのか）を記載する。

【調達仕様書の記載例】

- ・購入するデータの利用環境は以下のとおりとする。

例1) スタンドアロンでの使用の場合

- ・購入するデータは、〇〇部に設置されているパーソナルコンピュータのハードディスクに導入し、データが導入されたパーソナルコンピュータで利用する。
- ・データを導入するパーソナルコンピュータの台数は、〇台とする。

例2) ネットワーク上での使用の場合

- ・購入するデータは、〇〇市のイントラネットに接続されたサーバに導入し、〇〇部内に設置された端末（パーソナルコンピュータ）において、WEBブラウザソフトを用いて使用する。
- ・サーバに格納されたデータにアクセスするのは、〇〇部に設置された端末とし、また同時にアクセスできる台数は、〇台とする。

3) 第三者への委託

システムの運用等において第三者への委託が発生する場合に、データに対して必要となる措置を講じられることを記載する。

【調達仕様書の記載例】

- ・データは、システム更新等のために、第三者に委託し、複製・加工・改変できるものとする。

(3) 地理空間情報における著作権人格権（同一性保持権）に関する留意点

地理空間情報を更新する行為は、著作権人格権（同一性保持権）の侵害に当たる場合があり得るため、著作権人格権（同一性保持権）の不行使契約を結んでおくことが望ましい。

著作物性のある地理空間情報の改変として、例えば地図の更新や測地系・投影法の変換、オルソ画像の生成などが考えられるが、その行為が著作権法第20条第2項で規定される同一性保持権の適用が除外され改変が認められる場合に該当するかどうかは、個別事案ごとにその改変の必要性等を踏まえ判断されることとなると考えられる。

なお、行政が地理空間情報の著作権（財産権）を有しているが、外部業者が著作権者の場合、翻案権を有する主体としての行政による改変が、同一性保持権の侵害に該当する可能性があるため、紛争を未然に防ぐ観点から、著作権人格権（同一性保持権）の不行使契約を結んでおくことが望ましい。

(案)

(4) 地理空間情報に他者の著作物が含まれる場合の留意点

➤ 地理空間情報の整備・更新において他者の著作物が含まれる場合に、権利制限規定が適用できる場合は、著作権者の許諾なく地理空間情報の整備・更新がなされても、著作権の侵害には該当しないと整理できる。

地理空間情報の整備・更新時におけるデータ取得時に、行政機関等以外の第三者の著作物が含まれる場合がある。このような第三者の著作物が地理空間情報の整備・更新において、著作権法第30条の2の「写り込み」に関する権利制限規定や、同法第46条の屋外設置の美術品、建築物の利用が適用できる場合もあり、その場合は、著作権者の許諾なく地理空間情報の整備・更新がなされても、著作権の侵害には該当しないと整理できる(2.3.3(4)及び図3-1参照)。

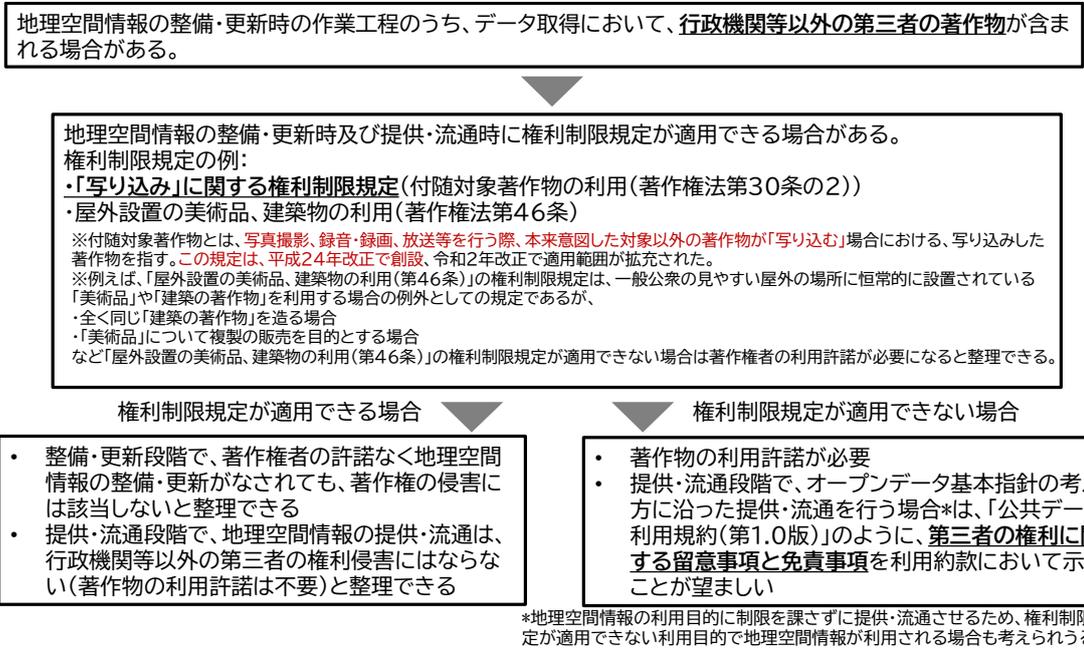


図 3-1 地理空間情報に含まれる他者の著作物に関する留意点 (権利制限規定の適用)

(案)

4. 提供・流通段階

本章では、整備・更新した地理空間情報（3章参照）を、提供・流通する際の留意点（4.1参照）や、提供・流通の際に3章で提示した地理空間情報の整備・更新の類型に応じて留意が必要な事項（4.2参照）を示す。

4.1. 提供・流通段階における関連法令等の規定を踏まえた留意点

本節では、関連法令等による規定等を踏まえ、二次利用促進の観点から、地理空間情報の提供・流通段階における留意点を以下に示す。

4.1.1. オープンデータ基本指針に関する留意点

- ▶ 官民データに該当する地理空間情報は、官民データ活用推進基本法や地理空間情報活用推進基本法に沿って提供・流通を促進する必要がある。
- ▶ 国及び地方公共団体をはじめとする行政機関等が地理空間情報を提供・流通させる際は、オープンデータ基本指針の考え方に沿って提供することが望ましい。

本項では、国及び地方公共団体が保有する官民データのオープンデータ化に取り組むことを定めた官民データ活用推進基本法と地理空間情報の提供・流通の関係を示した上で、オープンデータに関する決定文書であるオープンデータ基本指針に関する留意点を示す。

(1) 官民データ活用推進基本法

官民データとは、官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）の第2条にて、電磁的に記録された情報であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業遂行等に当たり、管理され、利用され、又は提供されるものをいうとある。また、第1条に、国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにし、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与することを目的とする とある。

官民データに該当する地理空間情報は、官民データ活用推進基本法に沿って提供及び流通を促進する必要がある。

官民データ活用推進基本法（抄）

（目的）

第一条 この法律は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて流通する多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用することにより、急速な少子高齢化の進展への対応等の我が国が直面する課題の解決に資する環境をより一層整備することが重要であることに鑑み、官民データの適正かつ効果的な活用（以下「官民データ活用」という。）の推進に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにし、並びに官民データ活用推進基本計画の策定その他官民データ活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、官民データ活用の推進に関

(案)

する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「官民データ」とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十三条第二項において同じ。）に記録された情報（国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになるおそれがあるものを除く。）であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり、管理され、利用され、又は提供されるものをいう。

官民データを国及び地方公共団体が提供・流通させることについて、官民データ活用推進基本法の第11条、第12条によると、国の安全や他者の利益等が害されることのないようにしつつ、インターネット等を通じて容易に利用できるよう、必要な措置を講ずることが求められている。国及び地方公共団体をはじめとする行政機関等においては、官民データに該当する地理空間情報を提供・流通させる場合には同様の措置を講ずることが望ましい。

官民データ活用推進基本法（抄）

(国及び地方公共団体等が保有する官民データの容易な利用等)

第十一条 国及び地方公共団体は、自らが保有する官民データについて、個人及び法人の権利利益、国の安全等が害されることのないようにしつつ、国民がインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて容易に利用できるよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、自らが保有する官民データであって公益の増進に資するものについて、個人及び法人の権利利益、国の安全等が害されることのないようにしつつ、国民がインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて容易に利用できるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国は、官民データ活用を推進するため、官民データの円滑な流通に関連する制度（コンテンツ（コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成十六年法律第八十一号）第二条第一項に規定するコンテンツをいう。）の円滑な流通に関連する制度を含む。）の見直しその他の必要な措置を講ずるものとする。

(個人の関与の下での多様な主体による官民データの適正な活用)

第十二条 国は、個人に関する官民データの円滑な流通を促進するため、事業者の競争上の地位その他正当な利益の保護に配慮しつつ、多様な主体が個人に関する官民データを当該個人の関与の下で適正に活用することができるようにするための基盤の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(2) オープンデータ基本指針

「オープンデータ基本指針（令和6年7月改正）」は、官民データ活用推進基本法を踏まえ、オープンデータ・バイ・デザインの考え方にに基づき、国・地方公共団体・事業者

(案)

が公共データの公開及び活用に取り組む基本方針¹⁵として、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議が取りまとめた決定文書である。オープンデータ基本指針では、「3. オープンデータに関する基本的ルール」の「(1) 行政保有データのオープンデータ公開の原則」より、各府省庁が保有するデータはすべてオープンデータとして公開することを原則とし、地方公共団体においても同様に対応することが望ましいとされている。

また、「2. オープンデータの定義」及び「3. オープンデータに関する基本的ルール」の「(2) 公開データの二次利用に関するルール」より、地理空間情報をオープンデータ基本指針の考え方に沿って提供・流通させる場合には、原則、公共データ利用規約（第1.0版）を適用することが望ましいことが示されている。従って、国及び地方公共団体をはじめとする行政機関等が地理空間情報を提供・流通させる際は、オープンデータ基本指針の考え方に沿って提供することが望ましい。

オープンデータ基本指針（抄）

2. オープンデータの定義

国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、次のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータをオープンデータと定義する。¹⁶

- ① 営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの
- ② 機械判読¹⁷に適したもの
- ③ 無償で利用できるもの¹⁸

3. オープンデータに関する基本的ルール

(1) 行政保有データのオープンデータ公開の原則

公共データは国民共有の財産であるとの認識に立ち、政策（法令、予算を含む。）の企画・立案の根拠となったデータを含め、各府省庁が保有するデータはすべてオープンデータとして公開することを原則とする¹⁹。

なお、①個人情報が含まれるもの、②国や公共の安全、秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの、③法人や個人の権利利益を害するおそれがあるもの等、オープンデータとして公開することによるリスクが想定される情報に対してオープンデータとして公開の要望があった場合は、オープンデータとして公開できない理由を公表する²⁰ことを原則²¹とする。

地方公共団体においても、上記それぞれについて同様に対応することが望ましい。

¹⁵ デジタル庁、オープンデータ基本指針の概要(平成 29 年 5 月 30 日 IT 本部・官民データ活用推進戦略会議決定 令和 6 年 7 月 5 日改正)、https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f7fde41d-ffca-4b2a-9b25-94b8a701a037/65849570/20240705_resources_data_guideline_03.pdf

¹⁶ ただし、セキュリティの理由により、利用者に対し、事前登録を求めたり、データへのアクセス方法に制限を設けたりといった措置が講じられることがあり得る。

¹⁷ 「機械判読」とは、コンピュータプログラムが自動的にデータを加工、編集等できることを指す。

¹⁸ オープンデータとは言えないものの、データ提供システムの維持管理に要するコストを限定された利用者からの料金徴収でまかなうケースもある。

¹⁹ 今後、行政目的で作成されるデータについては、本指針に基づき、オープンデータとして公開されることを想定してデータ整備がなされることを確保する必要があり、デジタル庁において、各府省庁の整備状況を把握し、必要な調整を行うことが求められる。

²⁰ 法令又は合理的な根拠によりオープンデータとして公開できない場合（二次利用に制限がある場合を含む。）は、その旨を具体的に示す。

²¹ 公開できない理由を公開することだけで、公開できない情報（不開示情報）を開示することとなる場合は、理由を公開しないことができる。

(案)

(2) 公開データの二次利用に関するルール

各府省庁のウェブサイト²²上で公開されるデータについては、原則、公共データ利用規約²³を適用し、具体的かつ合理的な根拠により二次利用が認められないものを除き、公開データの二次利用を積極的に促進する。
公共データ利用規約は地方公共団体でも利用することができ、同様に対応することが望ましい。

4.1.2. 著作権法に関する留意点

(1) 地理空間情報の著作権者の権利に関する留意点

- 著作物の利用には、原則、著作権者の許諾が必要であり、許諾を得た利用以外の利用を行う場合には、改めて許諾を得る必要がある。
 - ・ 地理空間情報の提供等を行う場合、当該地理空間情報の著作権者から許諾を得た利用方法や条件等に含まれる利用方法等であるか、確認が必要である。
 - ・ 地理空間情報の提供・流通をオープンデータ基本指針の考え方に沿ったものとするためには、当該地理空間情報の著作権者から許諾を得た利用方法や条件等に含まれる利用方法がオープンデータ基本指針に沿ったものとなるようあらかじめ権利処理を行うことが望ましい。

著作物の利用には、原則、著作権者の許諾が必要であり、許諾を得た利用以外の利用を行う場合には、改めて許諾を得る必要がある。そのため、地理空間情報の提供等を行う場合、当該地理空間情報の著作権者から許諾を得た利用方法や条件等に含まれる利用方法であるか、確認が必要である。

このように、地理空間情報の提供・流通をオープンデータ基本指針の考え方に沿ったものとするためには、当該地理空間情報の著作権者から許諾を得た利用方法や条件等に含まれる利用方法がオープンデータ基本指針に沿ったものとなるようあらかじめ権利処理を行うことが望ましい。

(2) 地理空間情報に他者の著作物が含まれる場合の留意点

- 地理空間情報に他者の著作物が含まれる場合に、提供・流通段階で権利制限規定が適用できる場合は、著作権者の許諾なく地理空間情報の提供・流通がなされても、著作権の侵害には該当しないと整理できる。
- オープンデータ基本指針の考え方に沿って、利用者における地理空間情報の利用目的に制限を課さない形で地理空間情報を提供・流通する場合は、「公共データ利用規約（第1.0版）」の規定のように、第三者の権利に関する留意事項と免責事項を示すことが望ましい。

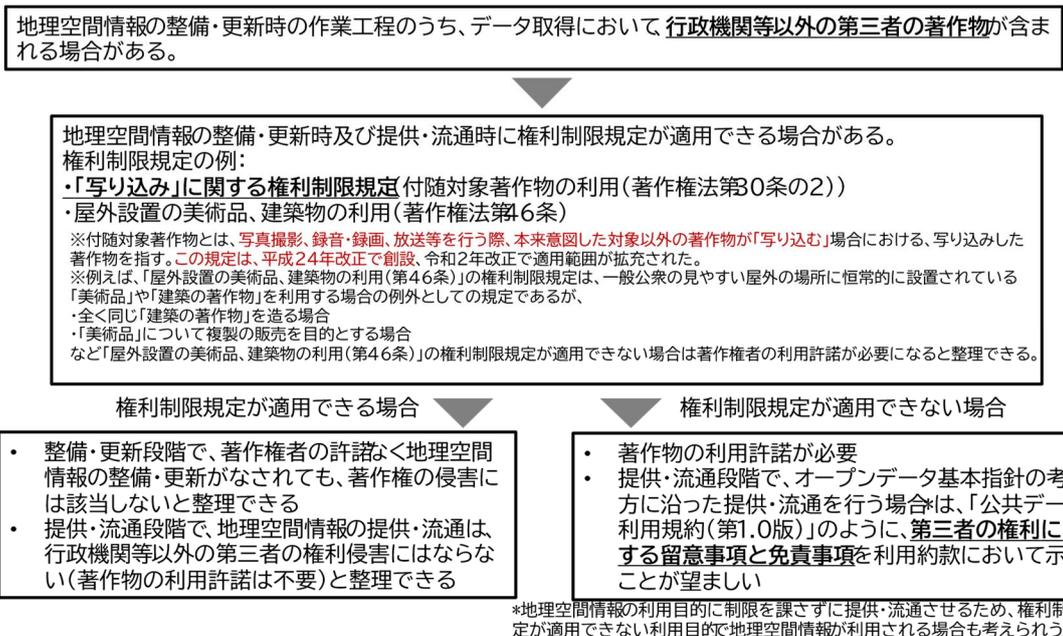
²² 各府省庁(施設等機関、地方支分部局等、府省庁に属する組織を含む。)が、その名称において開設しているインターネット上のウェブサイト、データベースサイト、個別業務サイト等を広く含む。

²³ 政府機関のウェブサイトで公開されているデータの二次利用を促進する観点から、統一的なひな形として示された各府省庁ウェブサイトの利用に関するルール(旧名称「政府標準利用規約」)。

(案)

地理空間情報に他者の著作物が含まれる場合に、提供・流通段階で権利制限規定が適用できる場合は、著作権者の許諾なく地理空間情報の提供・流通がなされても、著作権の侵害には該当しないと整理できる。権利制限規定の例としては、付随対象著作物の利用（著作権法第30条の2）や屋外設置の美術品、建築物の利用（第46条）が考えられる。

ただし、例えば屋外設置の美術品、建築物の利用（第46条）の権利制限規定について、地理空間情報の利用目的が「全く同じ「建築の著作物」を造る場合」や「美術品」について複製の販売を目的とする場合」である場合などは、権利制限規定を適用できない利用目的である。オープンデータ基本指針の考え方に沿って、利用者における地理空間情報の利用目的に制限を課さない形で地理空間情報を提供・流通する場合は、前述のような権利制限規定を適用できない利用目的で地理空間情報が利用されることも考えられる。このようにオープンデータ基本指針の考え方に沿った提供・流通を行う場合は、「公共データ利用規約（第1.0版）」のように、第三者の権利に関する留意事項と免責事項を利用約款において示すことが望ましい（4.3及び図3-1参照）。



（再掲）図 3-1 地理空間情報に含まれる他者の著作物に関する留意点（権利制限規定の適用）

なお、著作権以外の知的財産権について、地理空間情報に他者が意匠権又は商標権を有する地物等が含まれていた場合においても、行政機関等が地理空間情報を利用させるまたは提供することは可能である。ただし、意匠権に関しては、地理空間情報の利用者が、他者の意匠権が設定された物品、画像等（地図のデザイン、地図アプリの画面デザイン等）について、業として作成・販売等を行う目的で地理空間情報を利用した場合に意匠権侵害となる可能性があり、また、商標権に関しては、利用者が他人の登録商標と同一又は類似の

(案)

標章を、指定商品又は指定役務と同一又は類似の商品又は役務について、商標として使用した場合等に、他人の商標権の侵害となる可能性がある。したがって、利用者における地理空間情報の利用目的に制限を課さない形で地理空間情報を提供・流通する場合は、著作権法における権利制限規定が適用できない場合と同様に、第三者の権利に関する留意事項と免責事項を示すことが望ましい。

(案)

4.2. 提供・流通段階における権利処理について

3.2.1 で整理したとおり、地理空間情報の著作物性の有無は、最終的には、個別具体の事例に応じて判断される。このため、地理空間情報は、著作物性が認められない場合もあるものの、著作物性が認められうる場合があることから、提供・流通段階においても、著作物性が認められうるものと想定して、著作権の権利処理を適切に行うことが望ましいと考えられる。ここでは、3.2.1 で整理した整備・更新に関わる主体に応じて分類した①から④の類型ごとに、提供・流通段階における権利処理について説明する。

また、整備・更新の各類型に共通の考え方として、利用する地理空間情報の著作権の権利処理の考え方についても補足する。

(1) 提供・流通段階における整備・更新の類型別の権利処理について

① 行政機関等が自ら地理空間情報を整備・更新したものを提供し、流通させる場合

著作権は著作者に帰属し、著作権法第15条に基づく職務上作成する著作物（プログラムの著作物を除く。）に該当する場合は、その整備・更新の時点における契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り行政機関等が著作者になる。

この場合、行政機関等で提供・流通の方針を決定できることから、地理空間情報の提供・流通時に4.3を踏まえた利用約款等を明示すればよい。

② 行政機関等が民間事業者等に外部委託して地理空間情報を整備・更新したものを提供し、流通させる場合

業務受託者が著作者になる可能性があるため、整備・更新を行った際の契約の内容に従って著作権の権利処理を行う必要がある。

また、権利処理の過程で利用条件や利用の範囲等が限定的となる場合は、利用約款等に明示する必要があることから、二次利用を広く許諾する形で権利処理を行うことが望ましい。

③ 行政機関等が民間事業者等から地理空間情報を購入・入手する場合

この場合、購入・入手する地理空間情報の著作権について確認し、後述する「(2)整備・更新時に利用する地理空間情報の著作権について」と同様に権利処理を行う必要がある。

④ 行政機関等が民間事業者等と共同で地理空間情報を整備したものを提供し、流通させる場合

行政機関等が民間事業者等と共同で整備・更新した地理空間情報が、著作権法で保護される著作物となる場合は、地理空間情報を整備・更新する際の契約書や協定書において、流通を妨げないように、共同著作物の各著作者又は各著作権者間で著作権の行使の在り方や共有の場合の著作権の持分割合及び著作者人格権の行使について、事前に十分協議し、権利処理について合意をしておく必要がある。

なお、提供・流通に際しては、著作者人格権と著作権の帰属先及び利用条件や利用の範

(案)

囲を利用者に対して利用約款等で明示する必要があることから、二次利用を広く許諾する形で権利処理を行うことが望ましい。

(2) 整備・更新時に利用する地理空間情報の著作権について

整備・更新時に利用する地理空間情報の著作権についても、確認することが必要である。

当該地理空間情報が著作物である場合は、整備・更新及び提供・流通において著作者人格権を行使しないことと、著作権（財産権）について譲渡させること又は当該著作物の利用を許諾することを契約等で定めておく必要がある。

当該地理空間情報が二次的著作物である場合は、地理空間情報を整備・更新及び提供し、流通させるに当たり、原著作者の権利を適切に処理し、購入・入手した二次的著作物の著作者が著作者人格権を行使しないように契約等で定めておく必要がある。

なお、権利処理を行う際には、二次利用を広く許諾する形で提供・流通が可能な形で権利処理を行うことが望ましい。

(案)

4.3. 提供・流通を促進する利用約款の在り方

- オープンデータ基本指針に沿って地理空間情報を提供・流通させる場合の利用約款は、「公共データ利用規約（第1.0版）」を用いることが望ましい。
- 提供・流通させる地理空間情報に個別法令による利用の制約がある場合には、「公共データ利用規約（第1.0版）」に関する重要情報で制約を記載する必要がある。
- 利用者の責任において地理空間情報を利用することと、利用者における地理空間情報の二次利用に対して行政機関等がその責任を負うものではないことを主張するため、第三者の権利に関する留意事項や免責事項を示すことが望ましい。

地理空間情報に限らず、一般にデータの流通・提供に際しては、データの利用者に対して利用条件等を含む利用規約を示すことが必要となる。

オープンデータ基本指針に沿って地理空間情報を提供・流通させる場合は、「オープンデータ基本指針」で示されているとおり、「公共データ利用規約（第1.0版）」を用いることが望ましい。オープンデータとしてあらかじめ利用約款を提示する形での提供・流通形態は個別の利用許諾を実施することに比べて利用者が迅速に地理空間情報を利用可能になることから、災害対応などにおける地理空間情報の迅速な活用に資する提供・流通形態であると考えられる。なお、オープンデータ基本指針ではメタデータ（メタ情報）について、「オープンデータの検索性を高め利活用を促進するために、データの概要及び形式等の標準的なメタ情報（メタデータ）をクリエイティブ・コモンズで定められている「CC0 1.0 全世界」²⁴として取り扱った上でデータカタログサイト等に登録し、公開する」ことを推奨している。

「公共データ利用規約（第1.0版）」は、「国又は地方公共団体等の公的機関が著作権者である著作物について、広く二次利用を認める形で著作物の利用に対する考えを示すに当たり、できるだけわかりやすく統一的なものとするため、各府省又は地方公共団体等の公的機関のウェブサイトの利用規約の本文として定めます。」²⁵とあり、第三者の権利に関する留意事項や免責事項等の共通部分と別紙（「公共データ利用規約（第1.0版）」に関する重要情報）の名称で、各機関が個別に規定を記載する部分）から構成される。

地理空間情報の提供主体である行政機関等の責任の範囲を明確にすることで、地理空間情報の二次利用の形態の全てを事前に予測できないところであっても、利用者の責任において地理空間情報を利用することと、利用者における地理空間情報の二次利用に対して行政機関等がその責任を負うものではないことを主張するため、第三者の権利に関する留意事項や免責事項を示すことが望ましい。

「公共データ利用規約（第1.0版）」（抄）

- 1.2. 第三者の権利を侵害しないようにしてください
- 1. 本コンテンツの中には、第三者（国以外の者をいいます。本コンテンツの提供者

²⁴ 「CC0 1.0 全世界」の定義等は「クリエイティブ・コモンズ・リーガル・コード」を参照。
(<https://creativecommons.org/publicdomain/zero/1.0/legalcode.ja>)

²⁵ デジタル庁、公共データ利用規約(第1.0版)(平成25年6月25日 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定 令和6年7月5日改正)、https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f7fde41d-ffc4-4b2a-9b25-94b8a701a037/24afd33/20240705_resources_data_outline_05.pdf

(案)

が地方公共団体等の公的機関である場合はその地方公共団体等の公的機関以外の者をいいます。以下同じ。)が著作権その他の権利を有しているものがあります。本コンテンツの内、第三者が著作権を有しているものや、第三者が著作権以外の権利(例:写真における肖像権、パブリシティ権等)を有しているものについては、特に権利処理済であることが明示されているものを除き、利用者の責任で、当該第三者から利用の許諾を得てください。

2. 本コンテンツのうち第三者が権利を有しているものについては、出典の表記等によって第三者が権利を有していることを直接的又は間接的に表示・示唆しているものもありますが、明確に第三者が権利を有している部分の特定・明示等を行っていないものもあります。利用する場合は利用者の責任において確認してください。

なお、第三者に権利があるコンテンツについて特に注意を喚起したいものがある場合は「公共データ利用規約(第1.0版)に関する重要情報」に記載しています。

3. 外部データベース等とのAPI(Application Programming Interface)連携等により取得しているコンテンツについては、その提供元の利用条件に従ってください。

なお、外部データベース等とのAPI連携等により取得しているコンテンツについて特に注意を喚起したいものがある場合は「公共データ利用規約(第1.0版)に関する重要情報」に記載しています。

4. 第三者が著作権等を有しているコンテンツであっても、著作権法上認められている引用など、著作権者等の許諾なしに利用できる場合があります。

(略)

1.6. 免責について

1. 国(本コンテンツが国ではなく地方公共団体等の公的機関によって提供されている場合はその地方公共団体等の公的機関)は、利用者が本コンテンツを用いて行う一切の行為(本コンテンツを編集・加工等した情報を利用することを含みます。)について何ら責任を負うものではありません。

2. 本コンテンツは、予告なく変更、移転、削除等が行われることがあります。

なお、「公共データ利用規約」は、著作物性のない数値データ、簡単な表・グラフ等に対して適用はない旨を明記している(公共データ利用規約1.のなお書き部分を参照)。

「公共データ利用規約(第1.0版)」(抄)

1. 当ウェブサイトのコンテンツの利用について

当ウェブサイトで公開している情報(以下「コンテンツ」といいます。)は、別の利用ルールが適用されるコンテンツを除き、どなたでも以下の1)~7)に定める利用ルール(以下「本利用ルール」といいます。)に従って、複製、公衆送信、翻訳・変形等の翻案等、自由に利用できます(本利用ルールに従って利用できるコンテンツを、以下「本コンテンツ」といいます。)。商用利用も可能です。

本コンテンツの利用に当たっては、本利用ルールに同意したものとみなします。

なお、数値データ、簡単な表・グラフ等は著作権による保護の対象ではありませんので、これらについては本利用ルールの適用はなく、自由に利用できます。

(案)

また、「公共データ利用規約（第 1.0 版）」では、個別法令による利用の制約があることについて特に注意喚起したい場合は「公共データ利用規約（第 1.0 版）に関する重要情報」で記載することができる。提供・流通させる地理空間情報に個別法令による利用の制約がある場合には、当該個別法令の規定を明示することが必要である。

以下は、測量法による個別の制約がある測量成果を提供・流通させる場合における、「公共データ利用規約（第 1.0 版）に関する重要情報」の記載例である。

(測量成果の複製・使用承認を得ることを利用者に義務付けていることの記載例)

〇〇（公共測量の測量成果に相当するコンテンツ名称等）の利用に係る「公共データ利用規約（第 1.0 版）に関する重要情報」

3) 個別法令による利用の制約があるコンテンツについて

ア 一部のコンテンツには、個別法令により利用に制約があります。特に、以下に記載する法令については御注意ください。詳しくはそれぞれのリンク先ページをご参照ください。

・測量法に基づく公共測量成果の複製・使用に関する申請については、当該測量成果を得た測量計画機関（国土地理院が行った公共測量成果については国土地理院）の承認を得る必要があります。詳しくは〇〇（※）を御確認ください。

（※）当該測量成果等の測量計画機関が作成した複製・使用承認の手続等を説明する資料等が示されたウェブページの URL 等を記載する想定。測量計画機関が複製・使用承認の手続を説明する資料等が示されたウェブページを作成するに当たっては、国土地理院の測量成果の利用手続のページの「地図の利用手続パンフレット」を参考にすることができる。

<<https://www.gsi.go.jp/LAW/2930-index.html>>

(案)

4.4. 提供・流通を促進する対価設定の在り方

- ▶ オープンデータ基本指針に沿って地理空間情報を提供・流通させるためには、対価設定の考え方もオープンデータ基本指針の考え方に沿ったものとするのが望ましい。

オープンデータ基本指針では、オープンデータについて、無償で利用できるもの、と定義されている。さらに、各府省庁が保有するデータはすべてオープンデータとして公開することを原則と示されているほか、今後、行政目的で作成されるデータについては、同指針に基づき、オープンデータとして公開されることを想定してデータ整備がなされることを確保する必要があると言及されている。オープンデータ基本指針に沿って地理空間情報を提供・流通させるためには、対価設定の考え方もオープンデータ基本指針に沿ったものとするのが望ましい。

オープンデータ基本指針（抄）

2. オープンデータの定義

国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、次のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータをオープンデータと定義する。²⁶

- ① 営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの
- ② 機械判読²⁷に適したもの
- ③ 無償で利用できるもの²⁸

3. オープンデータに関する基本的ルール

(1) 行政保有データのオープンデータ公開の原則

公共データは国民共有の財産であるとの認識に立ち、政策（法令、予算を含む。）の企画・立案の根拠となったデータを含め、各府省庁が保有するデータはすべてオープンデータとして公開することを原則とする²⁹。

なお、①個人情報が含まれるもの、②国や公共の安全、秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの、③法人や個人の権利利益を害するおそれがあるもの等、オープンデータとして公開することによるリスクが想定される情報に対してオープンデータとして公開の要望があった場合は、オープンデータとして公開できない理由を公表する³⁰ことを原則³¹とする。

地方公共団体においても、上記それぞれについて同様に対応することが望ましい。

²⁶ ただし、セキュリティの理由により、利用者に対し、事前登録を求めたり、データへのアクセス方法に制限を設けたりといった措置が講じられることがあり得る。

²⁷ 「機械判読」とは、コンピュータプログラムが自動的にデータを加工、編集等できることを指す。

²⁸ オープンデータとは言えないものの、データ提供システムの維持管理に要するコストを限定された利用者からの料金徴収でまかなうケースもある。

²⁹ 今後、行政目的で作成されるデータについては、本指針に基づき、オープンデータとして公開されることを想定してデータ整備がなされることを確保する必要があり、デジタル庁において、各府省庁の整備状況を把握し、必要な調整を行うことが求められる。

³⁰ 法令又は合理的な根拠によりオープンデータとして公開できない場合（二次利用に制限がある場合を含む。）は、その旨を具体的に示す。

³¹ 公開できない理由を公開することだけで、公開できない情報（不開示情報）を開示することとなる場合は、理由を公開しないことができる。